

# 研究費不正の事例紹介 なぜ発生するのか？

2013年11月19日

(独)科学技術振興機構 (JST)

JSTプログラムオフィサー・経理部長

# 研究費不正の事例

- 物品費関係：架空発注による業者への預け金（56%）、二重請求人、領収書偽造等によるプール金（4%）。他の用途に転用。
- 旅費関係：カラ出張、二重請求等によるプール金（20%）
- 謝金関係：カラ謝金によるプール金（8%）
- その他（分割発注、期ずれ、翌年度払い等）（12%）
- 機関の報告書に基づき、様態別事例数をカウント。  
（文部科学省の「公的研究費の管理・監査に関する研修会」より参照）

# 研究費不正の発覚

- 2001(平成13)年以降、大型研究費の不正が問題になり、新聞等で大きく取り上げられるようになった。以前でも数件の報道はあった。A大学甲教授、B大学乙教授。
- 発覚の契機：一斉調査による内部調査(報道、業者・本人の申告等)は、55%、内部通報20%、内部監査15%、会計検査院指摘10%。

# 不正使用者の動機

- 個人の意識(意図的)に起因する動機(41%): 研究なら許されるという認識の甘さ、規則に対する遵守意識の欠如、公的資金であるという認識の欠如。
- 組織的環境に起因する動機(25%): ルールの認識不足、上司の意であり逆らえない状況、着任間もなく研究予算が不足、内部監査の実施体制が不十分。
- 制度に起因する動機(34%): 予算の年度内使いきりを強く意識、年度当初から研究を有効に継続したい、高額物品等の購入のため資金をストック。
- そのほかとして、資金交付が遅い補助金でその立替の必要、研究費が切れた場合の心配、「教官発注」の慣習、事務スタッフの不足など。

# 虚偽表示には誰も味方しない

- JSTの税務監査において、(事情はともかく) 検収月日など虚偽表示のものには加算金が課せられた。(誤謬については修正のみ)
- 国税庁も会計検査院も相手先業者の調査権を持つ。研究者サイドと業者サイドを連結して見られる。
- メール等による告発者も、虚偽表示を強いられたアカデミック・ハラスメントを併記。

# 国、FAの対応

- 2007(平成19)2月「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」により研究機関の責任の明記
- ただし、19年度以前 39機関約1億9000万円、ガイドライン施行後 19機関 約1億7200万円と、抜本的な改善が見られない状況
- 2013(平成25)年5月の参議院本会議において「大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計経理について」として、警告決議が行われた。
- JSTにおいても大学の監査を前提とし「額の確定」の見直し→実地調査を体制整備に重点化。
- 研究開始前に「研究倫理」等の研修及び不正防止の誓約書による確認を強化。